

アナフィラキシー傷病者に対する 救急救命士の処置範囲を広げる実証事業に参加します

堺市消防局では、厚生労働省が実施する「救急救命士によるアナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与の実施に係る実証事業」に参加します。

同実証事業では、救急救命士が行う新たな救急救命処置として、アドレナリン製剤（以下、エピペン[®]）を交付されていない重度アナフィラキシー傷病者に対して、医師の指示のもとエピペン[®]の筋肉内投与を実施し、救急救命処置の拡大をめざします。

1 実証期間

令和 7 年 9 月 16 日（火）～令和 7 年 12 月 31 日（水）（予定）

※傷病者へ投与後に厚生労働省から追加配付されるエピペン[®]が無くなり次第、実証期間を終了します。

2 経緯

現行の救急救命士法等では、救急救命士はエピペン[®]を交付されていないアナフィラキシー重度傷病者に対してエピペン[®]の使用ができません。

しかし、処置拡大の検討のため、厚生労働省の委託を受けた研究班において「救急救命処置（アナフィラキシーに対する自己注射が可能なアドレナリン製剤によるアドレナリンの筋肉内投与）の投与対象拡大に係る実施体制整備研究」を行い、救急救命士によるアドレナリン投与対象拡大の必要性が確認されました。

そのため、厚生労働省が主体となり、メディカルコントロール体制など安全な実施体制が整った地域で先行的に実証事業を実施し、堺市消防局も本実証事業に参加します。

これまで投与対象ではなかった傷病者に対して、救急車に積載されたエピペン[®]を早期に投与することで、症状の改善が期待されます。同実証事業には、全国から 17 都道府県、26 団体、77 消防本部が参加し、実証事業の結果を基に全国的な拡大につなげます。

3 実証事業に参加する救急救命士

堺市消防局救急ワークステーションに所属する救急隊のうち、予め定められた講習を修了し、大阪府の認定を受けた救急救命士（8 名）

4 事業概要

- ①アナフィラキシー疑いの傷病者が発生（堺市消防局管内）
- ②救急救命士が適切に観察と判断を行い、医師に電話で詳細な状況を説明
- ③医師の判断のもと指示を受け、救急救命士が救急車に積載するエピペン[®]を投与
- ④病院へ搬送

5 その他

同実証事業の詳細は、以下のホームページをご確認ください。

【堺市ホームページ】

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/shobo/shimin/kyukyu/epipen_jisshoujigyou.html

【厚生労働省ホームページ】

<https://kyumeisi-kaken.umin.jp/>

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：消防局 救急部 救急ワークステーション 電 話：072-272-9119 ファックス：072-272-7800
----------------------------	---

アナフィラキシー傷病者に対する 救急救命士の処置範囲を広げる実証事業を行います

実証事業の内容

- 本実証事業は、厚生労働省により指定された地域で、十分な研修を受けた救急救命士が実施します。
- アナフィラキシー（急性かつ重篤な全身性のアレルギー反応）に対する治療にはアドレナリンの筋肉内投与が行われますが、現在の法令では、救急救命士がアドレナリンを投与できるのは、傷病者が自己注射製剤（エピペン®）を医師から処方され所持している場合に、当該傷病者に代わって投与する場合に限られています。
- この地域では、救急車にエピペン®を積載し、エピペン®を所持していないアナフィラキシー傷病者に対しても、病院到着前にエピペン®を投与する実証事業を救急業務として行います。
- 所定数のエピペン®を投与したところで実証事業は終了となります。終了状況については、各消防本部にご確認ください。

慎重な評価

救急救命士は、定められた手順で観察することで高精度にアナフィラキシーの可能性を推察できます。



医師の指示

救急救命士は、医師に詳細な状態を報告して、処置の指示を仰ぎます。

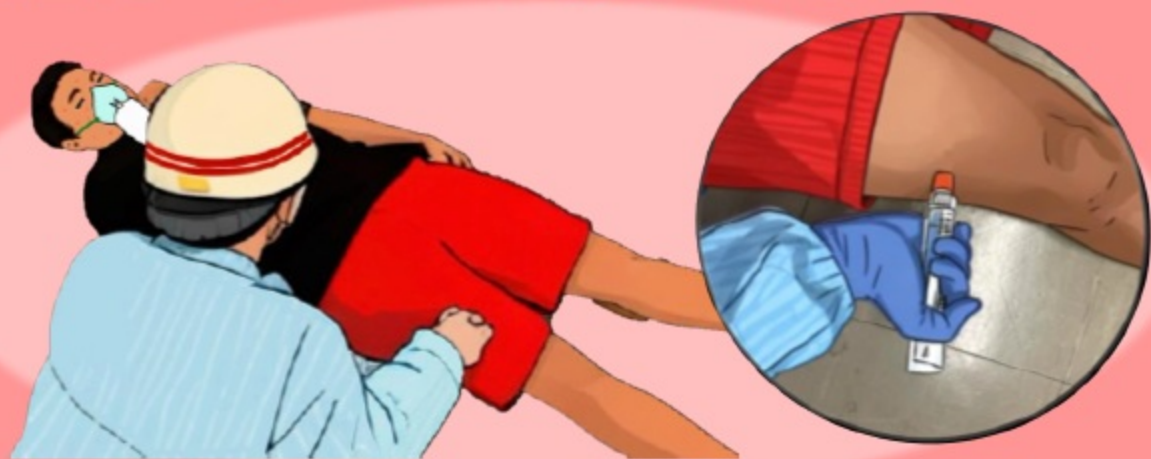


医師へ報告中



迅速な投与

医師の指示に従い、手順通りに、迅速にエピペン®を投与します。



十分な説明と同意のもとに処置を実施します。
ただし、意識がない場合などの緊急時には、決められた手順に則り処置を実施します。

傷病者の方がこの処置を拒否された場合は実施しませんが、その場合でも、他の必要な処置は従来どおり行います。

本実証事業は

- 救急救命士の業務に関する法令を一部改正し行われます。（この改正は時限的な措置です。）
- 救急業務の一環として実施されます。
- 事業の結果をもって、救急救命士が行う処置の範囲を広げる議論が厚生労働省などで行われます。
- 堺市では、特別救急隊・救急ワークステーション救急隊のみが実施します。

※本ポスターは、令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「救急救命処置「アナフィラキシーに対する自己注射が可能なアドレナリン（エピネフリン）製剤によるアドレナリンの筋肉内投与」の投与対象拡大に係るに向けた実施体制整備研究」において、実証事業の支援の一環として作成されたものです。

※詳細は、下記のウェブサイトをご覧ください。

<http://kyumeisi-kaken.umin.jp/>



※ご質問やご意見については、下記に御連絡ください。

堺市消防局 救急部 救急ワークステーション

072-272-9119